

「飯山市税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

平成30年6月29日

飯山市長 足立 正則

飯山市条例第18号

飯山市税条例の一部を改正する条例

飯山市税条例（昭和30年飯山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。